

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
千代川水系の減災に係る取組方針

令和2年5月27日

千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

〔 鳥取市、鳥取県、気象庁鳥取地方气象台、
国土交通省中国地方整備局 〕

※この協議会で対象とする千代川水系とは、一級水系千代川のうち、鳥取河川国道事務所の直轄管理区間を示す。

1. はじめに

河川の整備は、河川整備基本方針に基づき、河川整備計画において段階的な目標とする流量を設定し、その規模の洪水を計画高水位以下で安全に流すことにより、人命・資産を守る観点から被害を防止することを基本として、堤防やダム等の整備に取り組んできた。一方で、降雨の激甚化・集中化により、施設の能力を大きく超える洪水が多発しており、整備途上の状況、あるいは整備後の状況であっても被害を軽減する対策を講ずる必要性が増大してきた。

こうした中で、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により、鬼怒川^{きぬ}の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」（以下、「委員会」と言う。）により、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

このような中、平成 28 年 8 月に発生した、台風 10 号等の一連の台風による甚大な被害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させることとされ、平成 29 年 6 月に水防法等の一部改正を行うなどの各種取組が国において進められている。

さらに、同年 6 月 20 日には、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画としてとりまとめられた。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成 30 年 12 月に「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定さ

れた。

今後は、本協議会は、緊急行動計画を踏まえ、緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力に推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すこととする。

千代川水系^{せんだいがわ}においては、委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う沿川の鳥取市、鳥取県、鳥取地方気象台、鳥取河川国道事務所で構成される「千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 7 月 4 日に設立し、減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

千代川は河川の勾配が急であり、さらに同規模の支川が放射状に合流する流域形状であることから、水防等の準備や対応に要する時間が短いという特徴を持っている。さらに一度氾濫が起これば、浸水面積や浸水深など、その被害は甚大となるとともに、浸水の継続時間も長期にわたることが想定されている。

一方で、千代川においては、大正 12 年の直轄河川改修事業の着手以降、直轄管理区間においては堤防決壊による激甚な被害を経験しておらず、住民が洪水の危険性を認識する機会が減少しており、それが住民の適切な洪水対応行動を阻害する要因となることが懸念される。

本協議会では、こうした千代川水系の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、令和 2 年度までに「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指した減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「千代川水系の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

なお、本取組方針は本協議会規約第 3 条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。

構成機関	構成員
鳥取市	市長
鳥取県	危機管理局長
〃	鳥取県土整備事務所長
気象庁	鳥取地方气象台長
国土交通省中国地方整備局	鳥取河川国道事務所長

3. 千代川水系の概要と主な課題

(1) 千代川の地形的特徴

千代川は以下のような地形的特徴を持っている。

- ① 全国的に見ても有数な急流河川である。
→洪水が短時間で一気に海まで流れ出る
→水の流れのエネルギーが大きいため、河岸や護岸が洗掘されやすく、
また、その下流側で土砂が堆積しやすい

- ② 同規模の支川が放射状に合流する流域形状である
→洪水が鳥取平野に向かって集中するため、水位上昇が急激となる

- ③ 鳥取平野は低平地であることから水害を受けやすく、また河口側に標高の高い砂丘が形成されているため水はけが悪い
→内水被害のリスクが高く、一度浸水した場合には解消に時間がかかる

(2) 千代川流域の社会経済等の状況

千代川の洪水浸水想定区域内には県庁所在地であり、山陰東部の政治、経済の中核である鳥取市がある。

多くの人口・資産、行政・医療機関、空港及び駅といった重要な公共施設が多数存在しているほか、国道や鉄道等の結節点でもあることから、ひとたび浸水被害が発生すると社会経済活動への影響が甚大である。

また、洪水浸水想定区域内に防災拠点となる市役所や消防局、緊急輸送道路があるなど、浸水被害が発生した場合には防災機能の低下も懸念される。

(3) 過去の洪水による被害状況

①大正7年9月洪水

千代川において既往最大流量（行徳地点、約 6,400m³/s）を観測し、鳥取平野が水没するほどの大洪水であった。死者 30 名、家屋全半壊 702 戸、浸水家屋 13,186 戸の被害が発生したほか、当時の鳥取市上水道の水源で合った美歎水源地堰堤（鳥取市国府町美歎地区）が決壊し、直撃を受けた下流の集落はもちろん、上水の供給を受けている市民に与えた影響も大きかった。

②昭和34年9月洪水（伊勢湾台風）

千代川の行徳地点において約 2,500 m³/s の流量を観測した。治水事業の遅れていた中上流域では堤防決壊被害が発生し、また下流域でも内水被害が発生したことから、千代川において戦後最大の洪水被害（死者 2 名、家屋全半壊 1,476 戸、浸水家屋 5,432 戸）となった。

なお、この洪水で千代川左岸の曳田川合流点付近（鳥取市河原町）において堤防が決壊しており、これは戦後、直轄管理区間内で発生した唯一の堤防決壊被害である。

③昭和54年10月洪水

千代川において戦後最大流量（行徳地点、約 4,300m³/s）を観測した洪水である。治水事業の進捗により直轄管理区間において堤防決壊被害は発生しなかったが、鳥取平野においては大規模な内水氾濫^{注1}（浸水家屋 1,355 戸）被害が発生した。

注1）内水氾濫：河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる側）にある水を内水と呼ぶ。大雨が降ると川の合流地点で水位が上昇することで、内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路等が水に浸かってしまうことをいう。

(4) 過去の洪水による被害状況

大正7年9月洪水を契機として、大正12年より直轄河川改修事業に着手しており、大正15年～昭和6年に本川下流の捷水路工事、昭和3～8年に袋川の付替工事、昭和9～12年に上流河道工事、昭和49～58年に河口付替工事を実施している。

また、平成19年5月に策定した千代川水系河川整備計画に基づき、戦後最大規模相当の洪水（昭和54年10月洪水相当）を安全に流下させることを目標として整備を行っている。平成26年度までに千代川の中下流部の整備を概成しており、引き続き流下能力の不足している上流域の鳥取市河原町徳吉箇所～同用瀬町美成箇所において、河床掘削と流下能力を阻害する河川施設の改良等を行っている。

(5) 千代川の主な課題と取り組みの方向性

治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- 急流河川であり、洪水の到達時間が短く水位の上昇が急激であることから、水防や避難等の準備や対応に要する時間が短いことを踏まえて、効果的な水防活動を実施するための連絡体制の整備や訓練等が必要である
- ひとたび氾濫が起こればその被害は甚大となることを踏まえて、社会経済への影響軽減、災害復旧に対する早期の道路・交通機能の回復、防災拠点における防災機能の維持等を目的とした水防活動と排水活動の強化が必要である
- 千代川の直轄管理区間において、近年は堤防決壊による激甚な被害を経験しておらず、住民や防災関係者等が洪水の危険性を認識する機会が減少していることを踏まえ、地域住民や防災関係者が適切な洪水対応行動をとれるような防災研修の拡充が必要である。

以上の課題を踏まえ、千代川流域の大規模災害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況

千代川水系における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。(別紙－1参照)

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：● (以下同様)

項目	現状・課題	
洪水時における河川管理者等から関係機関への情報提供の内容・タイミング	○河川水位や降雨等の状況に応じて、河川管理者等から水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」等が鳥取市や関係機関へ通知されている。 ○堤防決壊等の重大情報については、各機関の長から鳥取市長に対してホットラインにより情報提供を行うこととしている。	
	●洪水予報等について、的確な情報をリードタイムの取れた適切なタイミングで発表できているか十分に把握できていない。 ●重点監視箇所の水位情報等については情報連絡系統が整備されていない。	A B
避難勧告等の発令基準	○地域防災計画に発令基準を定めている。 ○避難勧告等の発令の目安として、鳥取市と国土交通省とでタイムラインを作成している。	
	●千代川直轄管理区間の水位上昇時には県管理河川や急傾斜地等も危険な状況が想定され、直轄管理区間だけの状況で避難勧告等の判断はできないと考えられる。 ●ダム下流等、浸水想定がない区域がある。 ●市町村長に対し助言を行う者の育成が必要である。 ●タイムラインについては、計画規模洪水の洪水波形でリードタイムを設定しているため、最大規模洪水ではリードタイムが確保できない。	C D E
住民等への情報伝達の体制や方法	○各機関がホームページ、メール、防災行政無線等の媒体を活用して情報伝達を行っている。	
	●事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。(防災情報の意味や、それによりとるべき行動が分かりにくい) ●地域の自主防災会等への情報提供を的確に行う必要がある。 ●外国人や避難行動要支援者等への確・迅速に伝達する体制を検討する必要がある。 ●河川防災担当職員を対象とした研修の実施が必要である。	F G H I

	<p>○総合防災マップ（ハザードマップ）を作成し、全戸配布により避難場所・避難所等の周知を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所は、洪水浸水想定区域外の指定避難所又は指定緊急避難場所としているが、避難所にこだわらず安全な場所に避難してもらうよう周知している。 ・避難経路は、個人や地域で災害時の避難経路を決めておいてもらうよう周知している。 	
<p>避難場所・避難経路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市が指定している避難所・避難場所は、計画規模降雨による洪水浸水想定区域内のものは洪水適用性がないものとして指定しているが、想定最大規模降雨により洪水浸水想定区域が広がったことにより洪水適用性のある避難場所を新たに選定する必要がある。 ●通常豪雨時の避難所の中からさらに想定最大規模降雨による洪水浸水想定時の避難所を選定することも考えられるが、どちらの避難所を使用するか判断するために適確な情報を得る必要がある。 ●避難所で十分な収容人員が確保できない場合の広域連携と輸送方法、特に要配慮者への支援が必要である。 ●垂直避難を実施した者について、その後の救出などの対策が立てられていない。 ●避難経路は災害の状況や個人や地域の置かれた環境により適切な経路が異なるため確保ができない箇所があり検討する必要がある。 ●洪水時における国道等の道路情報を避難計画に生かすための情報連絡システムが整備されていない。 	<p>J</p> <p>K</p> <p>L</p> <p>M</p> <p>N</p> <p>O</p>
<p>避難誘導體制</p>	<p>○施設管理者のほか、消防関係者や警察官の協力を得ながら実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域に対する避難誘導の計画について検討が必要である。 ●地域の自主防災会の協力が重要となるため、地域ぐるみでの防災・避難体制の整備が必要である。 ●広範囲の住民が広域連携による遠方への避難所へ避難せざるをえない場合の具体的な避難誘導方策と体制の検討が必要である。 	<p>P</p> <p>Q</p> <p>R</p>

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
水防関係者等への河川水位等に係る情報提供	○水防関係者に対しては水防警報伝達系統図、洪水予報伝達系統図等により情報伝達を行っている。 ○国土交通省は、大規模な災害が予想される際には自治体等へリエゾン（情報連絡員）を派遣して、情報共有を行うこととしている。	
	●水防関係者への情報伝達手段の強靱化と効率化が必要である。	S
河川の巡視区間	○出水期前に、河川管理者、水防団（消防団）等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を行っている。 ○出水時には、水防団（消防団）と河川管理者による巡視等を行っている。	
	●限られた人員で細やかな河川巡視を行うことは困難である。	T
水防資機材の整備状況	○水防倉庫等に水防資機材を備蓄し、適宜補充を行っている。	
	●水防資機材の備蓄情報の共有が不十分である。 ●水防活動に必要な河川管理用道路の動線が確保されていない箇所がある。	U V
庁舎、災害拠点病院等の 水害時における対応	○各機関において、計画規模降雨による浸水に対する耐水化等の浸水対策を行っている。 ●想定最大規模降雨による浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討などが必要である。	W

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の 操作・運用	○各機関は排水ポンプ車を保有し、排水機場を整備しており、出水に備え点検、訓練等を行っている。	
	●想定最大規模降雨による洪水に対する排水計画の策定と排水ポンプ車の運搬・配置計画の検討が必要である。 ●樋門、排水機場の操作要領について、想定最大規模洪水時に操作員の安全を確保するためのルールを作成する必要がある。	X Y

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備及び今後の河川整備	<p>○河川整備計画に基づき、戦後最大流量を安全に流せることを目標として整備を実施している。(鳥取市河原町佐貫の徳吉堰より下流は整備済、現在上流の八日市堰を改修中)</p> <p>○平成 28 年度より危機管理型ハード対策を順次実施している。</p>	
	<p>●現状では戦後最大流量と同程度の洪水で浸水被害が発生する恐れがある。</p> <p>●治水事業の進捗に伴い、住民や防災関係者等が洪水の危険性を認識する機会が減少している。</p>	<p>Z</p> <p>AA</p>
河川管理用通路等の状況	<p>○千代川全川の堤防上に、河川管理用道路を整備している。</p> <p>●国道、主要県道等との交差箇所にはアンダーパスが設置されているが、浸水時には通行できず、水防活動等に支障が出る恐れがある。</p> <p>●千代川左岸の有富川合流点から砂見川合流点までと、右岸の大路川合流点から源太橋までの間は車両乗り入れ可能な箇所がなく、水防活動等に支障が出る恐れがある。</p>	<p>AB</p> <p>AC</p>

⑤防災教育に関する事項

項目	現状・課題	
小中学生等を対象とした防災教育	<p>○小中学校と連携した水害(防災)教育や出前講座を実施している。</p>	
	<p>●学校教育関係者向け研修や講座等学習の場を設けることが必要である。</p> <p>●国土交通省は鳥取市、鳥取県、気象台が実施する小中学校と連携した水害(防災)教育への協力が必要である。</p>	<p>AD</p> <p>AE</p>
地域住民に対する防災知識の普及	<p>○地域住民等からの要請に基づいて出前講座を実施している。</p> <p>○水防団(消防団)・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練を実施している。</p> <p>●河川防災担当職員を対象とした研修の実施が必要である。</p> <p>●市町村長に対し助言を行う者の育成が必要である。</p>	<p>AF</p> <p>AG</p>

5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年間（令和2年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【5年間で達成すべき目標】

急流河川で水位上昇が急激なため迅速な洪水対応が求められる千代川において、発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

上記目標の達成に向け、以下の項目を3本柱とした取組みを実施する。

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ適確な避難行動のための取組
- ② 生命と財産を守る水防活動と日常生活を取り戻すための排水活動の強化
- ③ 地域住民の防災意識向上と防災関係者の災害対応能力向上を目的とした防災研修の拡充

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として取り組む内容は以下のとおりである。

○千代川は急流河川であり、洪水の到達時間が短く水位の上昇が急激であることから、洪水予報等についてリードタイムの確保が難しい。また、水防管理団体、住民、福祉施設入所者等の避難行動要支援者、道路・交通管理者、民間企業等で必要とする情報とタイミングが異なるものと考えられる。これらを踏まえて、既存のタイムラインについて避難勧告の発令や多様な防災行動を踏まえた見直しを行う（平成29～令和2年度）とともに、タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練を実施する。（令和2年度～）

○千代川の想定氾濫域内には、県庁所在地で山陰東部の政治、経済の中核である鳥取市があり、ひとたび氾濫が起こればその被害は甚大となることが予想される。洪水を防止するためのハード整備や水防体制の強化を図るとともに、冠水による社会経済の影響軽減、早期の道路・交通機能の回復等を目的とした、大規模水害を想定した排水計画を策定する。（平成30～令和2年度）

○千代川の直轄管理区間において、近年は堤防決壊による激甚な被害を経験しておらず、住民や防災関係者等が洪水の危険性を認識する機会が減少している。また、行政が提供する防災情報について、事態の切迫性やとるべき行動について分かりにくいとの指摘がある。これらを踏まえて、住民へより分かりやすい情報提供を検討（平成29年度）して提供するとともに、出前講座等を実施して防災知識の普及に努める。また、小中学校等と連携した水害（防災）教育を拡充するとともに、防災関係者の災害対応能力向上を目的とした防災研修を実施する。（平成29年度～）

なお、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。(別紙-2-1、2-2参照)

○逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ適確な避難行動のための取組

(1) 平時からのリスク情報の周知に関する事項

※取組機関 市：鳥取市 県：鳥取県 気：鳥取地方気象台 整：中国地方整備局（以下同様）

主な取組項目	目標時期	取組機関
■想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等		
①想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	全項目	H28 整
②想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づくハザードマップ（総合防災マップ）の作成・周知	全項目	H28～29 市県 整
③想定最大規模降雨による浸水想定区域図における避難場所の検討	J, K, L	H29～R2 市県 整
④想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づく避難対応の検討	A, B, C E, F, K	R2 市県気整
⑤広域避難計画、垂直避難等を反映した避難誘導體制の検討	M, N, O P, Q, R	R2 市県 整
④ダム下流部の浸水想定区域図を策定・公表	全項目	R2 整
■多様な防災行動を踏まえたタイムラインの見直し		
⑥避難勧告の発令に着目したタイムラインの見直し	A, C, E	H28～R2 市県気整
⑦住民、福祉施設入所者等の避難行動要支援者、道路・交通管理者、民間企業等と連携したタイムラインの見直し	G, H	H29～R2 市県気整
⑧タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施	A, C, E G, H	R2～ 定期的の実施 市県気整
■事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報提供の検討		
⑨事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報提供の検討	F, AA	H28～29 市県気整
⑩公共施設や電柱等への浸水深表示板の設置を検討（まるごとまちごとハザードマップ）	F, G	H29～ 継続実施 市 整

(2) 発災時の迅速かつ確実な避難に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
■洪水を安全に流すためのハード対策の推進		
⑪千代川本川において、堤防の浸透対策、パイピング対策を実施	Z	R2 整
⑫千代川本川上流域について、重点的に流下能力対策を推進	Z	R2 整
■危機管理型ハード対策の推進		
⑬千代川本川及び袋川において、堤防天端の保護を目的とした舗装を実施	Z	H29 整
■避難行動に資する基盤等の整備		
⑭避難行動、水防活動に資する情報基盤の整備	F, G, H	H29, R2 整
⑮災害時に活動拠点となる施設の電源設備の耐水性の確保	W	R1, R2 順次実施 市県 整
⑯避難経路や水防活動の進入路となる道路、堤防管理用通路の浸水時の動線の確保	N, O	H29, R2 整
■迅速かつ適確な情報提供に関する取組		
⑰地域住民と水防団員に対する水位情報入手方法の啓発活動	F, G	H29～ 定期的実施 市 整
⑱川の防災情報や地デジのデータ放送等の有効性の周知	F, G	H28～ 定期的実施 市県気整
⑲地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	F, G, Q	H29～ 定期的実施 市県気整
④⑤共助の仕組みの強化（防災と福祉の連携）	F, G, H, Q	H28～ 定期的実施 市県 整
④⑥防災施設の機能に関する情報提供の充実	F, G, H, I	定期的実施 整
④⑦ダム放流情報を活用した避難体系の確立	C	H31～ 整
■市町村長に対し助言を行う者の育成・派遣		
⑳市町村長に対し助言を行う者の育成・派遣	D	H29～ 定期的実施 市県気整
㉑河川防災担当職員を対象とした研修の実施	I	H28～ 定期的実施 市県気整

○生命と財産を守る水防活動と日常生活を取り戻すための排水活動の強化

(1) 生命と財産を守る水防活動の強化に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関
■水防活動に資する基盤等の整備			
⑭避難行動、水防活動に資する情報基盤の整備【再掲】	S, T	H29, R2	整
⑯避難経路や水防活動の進入路となる道路、堤防管理用通路の浸水時の動線の確保【再掲】	V, AB, AC	H29, R2	整
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
⑳水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	B, S	H29～ 継続実施	市県気整
㉑地域住民と水防団が参加した重要水防箇所等の合同点検	S	継続実施	市県気整
⑰地域住民と水防団員に対する水位情報入手方法の啓発活動【再掲】	S	H29～ 定期的実施	市 整
㉒各水防団、分団の受け持ち区間、巡視方法の記載・周知	T	H29～R2	市 整
㉓備蓄水防資器材の情報共有、非常時の相互支援方法の確認	U	H29～ 定期的実施	市県 整
⑲地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施【再掲】	Q	H29～ 定期的実施	市県気整
⑧タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施【再掲】	Q	R2～ 定期的実施	市県気整
㉔道路管理者等による道路啓開（放置車両の撤去）に関する事項の周知	O, V	H29～ 定期的実施	整
■自衛水防の推進に関する取組			
㉕要配慮者利用施設・関係各課と連携した、情報伝達訓練や避難訓練の計画の検討	G, N	H29～R2	市県気整
㉖民間企業への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	G, N	H29～ 定期的実施	市 整

(2) 日常生活を取り戻すための排水活動の強化に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関
■大規模水害を想定した排水計画の作成			
②9 大規模水害を想定した排水計画の作成	X	H29～R2	市県 整
③0 排水を効率的に進める施設の整備	X	H29～R2	整
③1 排水施設等の耐水化の検討	W	H29～R2	市 整
④1 フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。	Z	R1～ 順次実施	整
④2 津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。	Z	H30～ 順次実施	整
■排水活動の強化			
③2 排水ポンプ車出動要請の体制整備	X	H29	市県 整
③3 排水ポンプ車による排水訓練の実施	X	継続実施	県 整
③4 排水施設の操作・運用規則の作成	Y	H29～R2	市県 整
③5 排水施設の操作説明会の実施	Y	継続実施	市県 整
■減災・防災に関する国の支援			
④3 災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る。	S	順次実施	整

○地域住民の防災意識向上と防災関係者の災害対応能力向上を目的とした
防災教育の拡充の取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
■小中学生等を対象とした防災教育			
③6 小中学校等と連携した水害（防災）教育の拡充	AD, AE	継続実施	市県気整
③7 防災学習の指導内容に合わせた教材等の作成	AD, AE	継続実施	市県気整
③8 学校教育関係者向け研修や講座等学習の場への参加	AD, AE	継続実施	市県気整
■地域住民に対する防災知識の普及			
③9 地域住民等を対象とした出前講座の実施	F, G	継続実施	市県気整
④0 地域の特性に合わせた教材等の作成	F, G	H29～R2	市県気整
⑩ 川の防災情報や地デジのデータ放送等の有効性の周知【再掲】	F, G	H28～ 定期的実施	市県気整
⑩ 公共施設や電柱等への浸水深表示板の設置を検討（まるごとまちごとハザードマップ）【再掲】	F, G	H29～ 定期的実施	市 整
⑩ 地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施【再掲】	F, G, Q	H29～ 定期的実施	市県気整
■防災関係者を対象とした防災研修			
②1 河川防災担当職員を対象とした研修の実施【再掲】	AF	H28～ 定期的実施	市県気整
②0 市町村長に対し助言を行う者の育成・派遣【再掲】	AG	H29～ 定期的実施	市県気整

7. フォローアップ等

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。なお、取組内容等についてはホームページ等で公表を行う。

今後、定期的に幹事会を開催し、取組方針の個別事項について実施計画を作成した上で、各機関が連携して減災対策を推進する。

また、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

なお、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

また、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画についても、必要に応じて本協議会において実施状況を報告し、取組方針の見直しを検討する。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	鳥取市	鳥取県	気象庁鳥取地方气象台	国土交通省中国地方整備局	現状のまとめ
洪水時における河川管理者等から関係機関への情報提供等の内容・タイミング	現状		○河川水位や降雨等の状況に応じて、避難等に資する「洪水予報」を鳥取河川国道事務所と共同発表することとしている。(FAX、メール) ○気象警報・注意報及び情報を適切なタイミングで発表することとしている。 ○特別警報を発表する場合に、気象台長から鳥取市長に対してホットラインによる情報提供を行うこととしている。	○河川水位や降雨等の状況に応じて、水防に関する「水防警報」を発令し、避難等に資する「洪水予報」を鳥取地方气象台と共同発表することとしている。「水防警報」、「洪水予報」等については鳥取県に通知するとともに、鳥取市へも直接情報提供を行うこととしている。(FAX、メール) ○堤防の決壊・越水等の重大災害が発生する恐れがある場合に、事務所長から鳥取市長に対してホットラインにより情報提供を行うこととしている。	○鳥取地方气象台は気象警報・注意報及び情報を適切なタイミングで発表することとしている。 ○国土交通省は河川水位や降雨等の状況に応じて水防に関する「水防警報」を発令し、避難等に資する「洪水予報」を鳥取地方气象台と共同発表することとしている。 ○堤防決壊等の重大情報については、各機関の長から鳥取市長に対してホットラインにより情報提供を行うこととしている。
	課題	●河川管理者等との情報共有により、的確な水位予測などの情報を得ながら対応することが重要である。 ●堤防の決壊や越水などが予見された後に対応することは難しいことから、予め決壊箇所毎の浸水域や浸水深をシミュレーションした結果を地図など視覚的に整理しておくことが必要である。		●洪水予報等について、的確な情報をリードタイムの取れた適切なタイミングで発表できているか十分に把握できていない。 ●重点監視箇所の水位情報等については情報連絡システムが整備されていない。	●洪水予報等について、的確な情報をリードタイムの取れた適切なタイミングで発表できているか十分に把握できていない。 ●重点監視箇所の水位情報等については情報連絡システムが整備されていない。
避難勧告等の発令基準	現状	○地域防災計画に発令基準を定めている。(避難勧告) ・千代川、袋川、新袋川に「氾濫警戒情報」が発表された場合 ・堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき等 (避難指示) ・千代川、袋川、新袋川に「氾濫危険情報」が発表された場合 ・堤防が決壊し、又は決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき等 ○避難勧告等の発令の目安として、国土交通省と共同でタイムラインを作成している。	○地域防災計画に発令基準を定めている。 ○国と県の避難勧告等の判断基準となる水位が不整合のため、市町村が混乱しないように本県内の当面の運用基準について市町村に周知している。	○避難勧告等の発令の目安として、鳥取市と共同でタイムラインを作成している。	○地域防災計画に発令基準を定めている。 ○避難勧告等の発令の目安として、鳥取市と国土交通省とでタイムラインを作成している。
	課題	●千代川直轄管理区間の水位上昇時には県管理河川や急傾斜地等も危険な状況が想定され、直轄管理区間だけの状況で避難勧告等の判断はできないと考えられる。 ●洪水規模に見合った、段階的な基準を作る必要がある。	●現時点では国と県の避難勧告等の判断基準となる水位に不整合がある。 ●市町村長に対し助言を行う者の育成が必要である。	●タイムラインについては、計画規模洪水の洪水波形でリードタイムを設定しているため、想定最大規模洪水ではリードタイムが確保できない。	●千代川直轄管理区間の水位上昇時には県管理河川や急傾斜地等も危険な状況が想定され、直轄管理区間だけの状況で避難勧告等の判断はできないと考えられる。 ●ダム下流等、浸水想定がない区域がある。 ●市町村長に対し助言を行う者の育成が必要である。 ●タイムラインについては、計画規模洪水の洪水波形でリードタイムを設定しているため、想定最大規模洪水ではリードタイムが確保できない。
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	○水位情報や水防予警報をあんしんトリピーメール、Fネット、Lアラートで配信している。 ○河川水位、ライブカメラ等の情報は、県ホームページ、地デジデータ放送、CATV等で発信している。	○気象情報等を气象台ホームページで配信している。 ○特別警報は緊急速報メールで配信している。	○水位情報や水防予警報、ライブカメラ等の情報を事務所ホームページや防災情報ホームページで配信している。 ○河川のCCTV画像をNHKに提供している。	○各機関がホームページ、メール、防災行政無線等の媒体を活用して情報伝達を行っている。
	課題	●事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。(防災情報の意味や、それによりとるべき行動が分かりにくい) ●地域の自主防災会等への情報提供を的確に行う必要がある。 ●外国人や避難行動要支援者等への確・迅速に伝達する体制を検討する必要がある。	●事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。(防災情報の意味や、それによりとるべき行動が分かりにくい) ●外国人や避難行動要支援者等への確・迅速に伝達する体制を検討する必要がある。 ●河川防災担当職員を対象とした研修の実施が必要である。	●事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。(防災情報の意味や、それによりとるべき行動が分かりにくい) ●住民自らが必要な情報を取得できていない可能性がある。	●事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。(防災情報の意味や、それによりとるべき行動が分かりにくい) ●各機関がホームページ等で個別に情報提供を行っており、住民はどこかのホームページを見れば良いのか分からない。 ●避難行動要支援者利用施設や企業等への個別の情報伝達を検討する必要がある。

A

B

C

D

E

F

G

H

I

項目		鳥取市	鳥取県	気象庁鳥取地方气象台	国土交通省中国地方整備局	現状の課題	
避難場所・避難経路	現状	<p>○総合防災マップ（ハザードマップ）を作成し、全戸配布により避難場所・避難所等の周知を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所は、洪水浸水想定区域外の指定避難所又は指定緊急避難場所としているが、避難所にこだわらず安全な場所に避難してもらうよう周知している。 ・避難経路は、個人や地域で災害時の避難経路を決めておいてもらうよう周知している。 			<p>○洪水浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援を行っている。</p> <p>○浸水ナビにより、堤防の決壊場所が確定すれば浸水区域が予想可能であり、避難に活用できる（対岸避難や道路の通行状況の判断が可能）。</p>	<p>○総合防災マップ（ハザードマップ）を作成し、全戸配布により避難場所・避難所等の周知を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所は、洪水浸水想定区域外の指定避難所又は指定緊急避難場所としているが、避難所にこだわらず安全な場所に避難してもらうよう周知している。 ・避難経路は、個人や地域で災害時の避難経路を決めておいてもらうよう周知している。 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ●市が指定している避難所・避難場所は、計画規模降雨による洪水浸水想定区域内のものは洪水適用性がないものとして指定しているが、想定最大規模降雨により洪水浸水想定区域が広がったことにより洪水適用性のある避難場所を新たに選定する必要がある。 ●通常豪雨時の避難所の中からさらに想定最大規模降雨による洪水浸水想定時の避難所を選定することも考えられるが、どちらの避難所を使用するか判断するために適確な情報を得る必要がある。 ●避難所で十分な収容人員が確保できない場合の広域連携と輸送方法、特に要配慮者への支援が必要である。 ●垂直避難を実施した者について、その後の救出などの対策が立てられていない。 ●避難経路は災害の状況や個人や地域の置かれた環境により適切な経路が異なるため確保ができない箇所があり検討する必要がある。 			<ul style="list-style-type: none"> ●洪水時における国道等の道路情報を避難計画に生かすための情報連絡系統が整備されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市が指定している避難所・避難場所は、計画規模降雨による洪水浸水想定区域内のものは洪水適用性がないものとして指定しているが、想定最大規模降雨により洪水浸水想定区域が広がったことにより洪水適用性のある避難場所を新たに選定する必要がある。 ●通常豪雨時の避難所の中からさらに想定最大規模降雨による洪水浸水想定時の避難所を選定することも考えられるが、どちらの避難所を使用するか判断するために適確な情報を得る必要がある。 ●避難所で十分な収容人員が確保できない場合の広域連携と輸送方法、特に要配慮者への支援が必要である。 ●垂直避難を実施した者について、その後の救出などの対策が立てられていない。 ●避難経路は災害の状況や個人や地域の置かれた環境により適切な経路が異なるため確保ができない箇所があり検討する必要がある。 ●洪水時における国道等の道路情報を避難計画に生かすための情報連絡系統が整備されていない。 	J K L M N O
避難誘導体制	現状	○施設管理者のほか、消防関係者や警察官の協力を得ながら実施している。				○施設管理者のほか、消防関係者や警察官の協力を得ながら実施している。	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域に対する避難誘導の計画について検討が必要である。 ●地域の自主防災会の協力が重要となるため、地域ぐるみでの防災・避難体制の整備が必要である。 ●広範囲の住民が広域連携による遠方への避難所へ避難せざるをえない場合の具体的な避難誘導方策と体制の検討が必要である。 				<ul style="list-style-type: none"> ●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域に対する避難誘導の計画について検討が必要である。 ●地域の自主防災会の協力が重要となるため、地域ぐるみでの防災・避難体制の整備が必要である。 ●広範囲の住民が広域連携による遠方への避難所へ避難せざるをえない場合の具体的な避難誘導方策と体制の検討が必要である。 	P Q R

②水防に関する事項

項目		鳥取市	鳥取県	気象庁鳥取地方气象台	国土交通省中国地方整備局	現状の課題	
水防関係者等への河川水位等に係る情報提供	現状	○水防関係者に対しては洪水予報伝達系統図等により情報伝達を行っている。	○水防関係者に対しては洪水予報伝達系統図等により情報伝達を行っている。	○水防関係者に対しては洪水予報伝達系統図等により情報伝達を行っている。	○水防関係者に対しては水防警報伝達系統図、洪水予報伝達系統図等により情報伝達を行っている。 ○大規模な災害が予想される際には自治体等へリエゾン（情報連絡員）を派遣して、情報共有を行うこととしている。	○水防関係者に対しては水防警報伝達系統図、洪水予報伝達系統図等により情報伝達を行っている。 ○国土交通省は、大規模な災害が予想される際には自治体等へリエゾン（情報連絡員）を派遣して、情報共有を行うこととしている。	
	課題	●樋門・排水機場の操作員や緊急排水ポンプ委託業者への連絡手段が電話や携帯電話であるため、緊急時に回線が途絶したり繋がりにくくなる可能性がある。	●降雨が激甚化・集中化する中で、情報伝達（発信者～末端の受信者）の効率化と時間短縮を検討する必要がある。			●水防関係者への情報伝達手段の強靱化と効率化が必要である。	S
河川の巡視区間	現状	○出水期前に、河川管理者、水防団（消防団）等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を行っている。 ○出水時には、水防団（消防団）による巡視等を行っている。	○出水期前に、河川管理者、水防団（消防団）等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を行っている。		○出水期前に、自治体、水防団（消防団）等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を行っている。 ○出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を行っている。	○出水期前に、河川管理者、水防団（消防団）等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を行っている。 ○出水時には、水防団（消防団）と河川管理者による巡視等を行っている。	
	課題	●水防団（消防団）組織がない地域では巡視対応ができない。 ●水防団（消防団）員のみで全区間を巡視することは困難である。			●河川管理者の実施する巡視だけでは、きめ細やかな監視は困難である（重要水防箇所の重点監視、CCTVの活用）。	●限られた人員で細やかな河川巡視を行うことは困難である	T
水防資機材の整備状況	現状	○水防倉庫等に水防資機材を備蓄し、適宜補充を行っている。	○水防倉庫等に水防資機材を備蓄し、適宜補充を行っている。		○水防倉庫等に水防資機材を備蓄し、適宜補充を行っている。	○水防倉庫等に水防資機材を備蓄し、適宜補充を行っている。	
	課題				●水防資機材の備蓄情報の共有が不十分である。 ●堤防管理用道路と既存の橋梁を活用しても浸水時にアクセス不可能な箇所があり（因幡大橋周辺など）、また、兼用道路部分については避難車両等で混雑する恐れがある。	●水防資機材の備蓄情報の共有が不十分である。 ●水防活動に必要な河川管理用道路の動線が確保されていない箇所がある。	U V
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	○新庁舎の整備は、防災拠点施設の整備としても取り組む。 ○新本庁舎整備において、想定最大規模降雨による洪水浸水時に庁舎1階部分と機器類が冠水しない計画とする。	○県庁、各総合事務所について、計画規模降雨による洪水に対する耐水化等の浸水対策を行っている。	○鳥取地方气象台（鳥取第3地方合同庁舎）について、計画規模降雨による洪水浸水想定区域から外れている。	○鳥取河川国道事務所について、計画規模降雨による洪水に対する耐水化等の浸水対策を行っているが、千代水出張所、河原出張所については浸水対策がされていない（発電機、無線機）。	○各機関において、計画規模降雨による浸水に対する耐水化等の浸水対策を行っている。	
	課題	●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討が必要である。（下水道庁舎、各総合支所、病院等） ●新本庁舎が浸水の状況によっては交通手段が寸断される恐れがあるため移動手段の検討が必要である。	●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討が必要である。（県庁、各総合事務所、災害拠点病院等）	●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討が必要である。 ●合同庁舎であるため、整備方針が決まっておらず検討は進んでいない。	●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討が必要である。	●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討が必要である。	W

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目		鳥取市	鳥取県	気象庁鳥取地方气象台	国土交通省中国地方整備局	現状の課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	現状	○排水機場を整備しており、出水に備え点検、訓練等を行っている。 ○国・県から水門、排水樋門等の操作を受託しており、操作規則に従って操作、点検等を行っている。	○排水ポンプ車を保有し、排水機場を整備しており、出水に備え点検、訓練等を行っている。 ○水門、排水樋門等は操作規則を定め、鳥取市へ操作委託を行っている。		○排水ポンプ車を保有し、排水機場を整備しており、出水に備え点検、訓練等を行っている。 ○水門、排水樋門等は操作規則を定め、鳥取市へ操作委託を行っている。	○各機関は排水ポンプ車を保有し、排水機場を整備しており、出水に備え点検、訓練等を行っている。	
	課題	●樋門・排水機場の操作員等が避難した場合、洪水収束後の現場復帰や復帰できない場合の対応について検討が必要である。 ●排水機場が浸水した場合の復旧（修繕等）の対応について検討が必要である。 ●排水機場、緊急排水ポンプの運転が長時間化した場合の燃料確保体制について検討が必要である。 ●樋門、排水機場の操作要領について、想定最大規模洪水時に操作員の安全を確保するためのルールを作成する必要がある。	●想定最大規模降雨による洪水に対する排水計画の策定と排水ポンプ車の運搬・配置計画の検討が必要である。		●想定最大規模降雨による洪水に対する排水計画の策定と排水ポンプ車の運搬・配置計画の検討が必要である。 ●排水ポンプ車設置箇所の整備（進入路や釜場の整備）が必要である。	●想定最大規模降雨による洪水に対する排水計画の策定と排水ポンプ車の運搬・配置計画の検討が必要である。 ●樋門、排水機場の操作要領について、想定最大規模洪水時に操作員の安全を確保するためのルールを作成する必要がある。	X Y

④河川管理施設の整備に関する事項

項 目		鳥取市	鳥取県	気象庁鳥取地方气象台	国土交通省中国地方整備局	現状の課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備及び今後の河川整備	現状				○河川整備計画に基づき、戦後最大流量を安全に流せることを目標として整備を実施している。 (鳥取市河原町佐貫の徳吉堰より下流は整備済、現在上流の八日市堰を改修中) ○平成28年度より危機管理型ハード対策を順次実施している。	○河川整備計画に基づき、戦後最大流量を安全に流せることを目標として整備を実施している。 (鳥取市河原町佐貫の徳吉堰より下流は整備済、現在上流の八日市堰を改修中) ○平成28年度より危機管理型ハード対策を順次実施している。	
	課題				●現状では戦後最大流量と同程度の洪水で浸水被害が発生する恐れがある。 ●治水事業の進捗に伴い、住民や防災関係者等が洪水の危険性を認識する機会が減少している。	●現状では戦後最大流量と同程度の洪水で浸水被害が発生する恐れがある。 ●治水事業の進捗に伴い、住民や防災関係者等が洪水の危険性を認識する機会が減少している。	Z AA
河川管理用通路等の状況	現状				○千代川全川の堤防上に、河川管理用道路を整備している。	○千代川全川の堤防上に、河川管理用道路を整備している。	
	課題	●千代川左岸の有富川合流点から砂見川合流点までと、右岸の大路川合流点から源太橋までの間は車両乗り入れ可能な箇所がなく、水防活動等に支障が出る恐れがある。			○国道、主要県道等との交差箇所にはアンダーパスが設置されているが、浸水時には通行できず、水防活動等に支障が出る恐れがある。 ○千代川左岸の有富川合流点から砂見川合流点までと、右岸の大路川合流点から源太橋までの間は車両乗り入れ可能な箇所がなく、水防活動等に支障が出る恐れがある。	○国道、主要県道等との交差箇所にはアンダーパスが設置されているが、浸水時には通行できず、水防活動等に支障が出る恐れがある。 ○千代川左岸の有富川合流点から砂見川合流点までと、右岸の大路川合流点から源太橋までの間は車両乗り入れ可能な箇所がなく、水防活動等に支障が出る恐れがある。	AB AC

⑤防災教育等に関する事項

項 目		鳥取市	鳥取県	気象庁鳥取地方气象台	国土交通省中国地方整備局	現状の課題	
小中学生等を対象とした防災教育	現状	○小中学校と連携した水害（防災）教育を実施している。	○小中学校と連携した水害（防災）教育を実施している。	○小中学校と連携した水害（防災）教育を実施している。	○小中学生等を対象とした出前講座を実施している。	○小中学校と連携した水害（防災）教育や出前講座を実施している。	
	課題		●学校教育関係者向け研修や講座等学習の場を設けることが必要である。		●鳥取市、鳥取県、气象台が実施する小中学校と連携した水害（防災）教育への協力が必要である。	●学校教育関係者向け研修や講座等学習の場を設けることが必要である。 ●国土交通省は鳥取市、鳥取県、气象台が実施する小中学校と連携した水害（防災）教育への協力が必要である。	AD AE
地域住民に対する防災知識の普及	現状	○地域住民等からの要請に基づいて出前講座を実施している。 ○水防団（消防団）・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練を実施している。	○地域住民等からの要請に基づいて出前講座を実施している。 ○防災サイン（手話）の普及に努めている。 ○水防団（消防団）・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練を実施している。	○地域住民等からの要請に基づいて出前講座を実施している。 ○水防団（消防団）・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練を実施している。	○地域住民等からの要請に基づいて出前講座を実施している。 ○水防団（消防団）・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練を実施している。	○地域住民等からの要請に基づいて出前講座を実施している。 ○水防団（消防団）・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練を実施している。	
	課題	●河川防災担当職員を対象とした研修の実施が必要である。 ●市町村長に対し助言を行う者の育成が必要である。	●河川防災担当職員を対象とした研修の実施が必要である。 ●市町村長に対し助言を行う者の育成が必要である。			●河川防災担当職員を対象とした研修の実施が必要である。 ●市町村長に対し助言を行う者の育成が必要である。	AF AG

項目	事項	内容	目標時期	実施する期間			
				鳥取市	鳥取県	気象庁 鳥取地方 气象台	国土交通省 中国地方 整備局
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ適確な避難行動のための取組							
(1) 平時からのリスク情報の周知に関する事項							
■想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等							
		①想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成28年度				○
		②想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づくハザードマップ(総合防災マップ)の作成・周知	平成28～29年度	○	○		○
		③想定最大規模降雨による浸水想定区域図における避難場所の検討	平成29～令和2年度	○	○		○
		④想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づく避難対応の検討	令和2年度	○	○	○	○
		⑤広域避難計画、垂直避難等を反映した避難誘導体制の検討	令和2年度	○	○		○
		④ダム下流部の浸水想定区域図を策定・公表	令和2年度				○
■多様な防災行動を踏まえたタイムラインの見直し							
		⑥避難勧告の発令に着目したタイムラインの見直し	平成28～令和2年度	○	○	○	○
		⑦住民、福祉施設入所者等の避難行動要支援者、道路・交通管理者、民間企業等と連携したタイムラインの見直し	平成29～令和2年度	○	○	○	○
		⑧タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施	令和2年度～定期的に実施	○	○	○	○
■事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報提供の検討							
		⑨事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報提供の検討	平成28～29年度	○	○	○	○
		⑩公共施設や電柱等への浸水深表示板の設置を検討(まるごとまちごとハザードマップ)	平成29年度～継続実施	○			○
(2) 発災時の迅速かつ確実な避難に関する事項							
■洪水を安全に流すためのハード対策の推進							
		⑪千代川本川において、堤防の浸透対策、パイピング対策を実施	令和2年度				○
		⑫千代川本川上流域について、重点的に流下能力対策を推進	令和2年度				○
■危機管理型ハード対策の推進							
		⑬千代川本川及び袋川において、堤防天端の保護を目的とした舗装を実施	平成29年度				○
■避難行動に資する基盤等の整備							
		⑭避難行動、水防活動に資する情報基盤の整備 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	平成29年度				○
		・洪水に対して危険性の高い堤防箇所を監視するCCTV、危機管理型水位計等を整備	令和2年度				○
		・河川のリアルタイム映像の提供環境の整備	令和2年度				○
		⑮災害時に活動拠点となる施設の電源設備の耐水性の確保 ・新本庁舎の耐水性の確保	令和元年度	○			
		・環境下水道部庁舎、総合支所、病院等の浸水対策の点検、検討	令和2年度	○			
		・災害時に活動拠点となる施設の電源設備の耐水性の確保を検討	順次実施		○		○
		⑯避難経路や水防活動の進入路となる道路、堤防管理用通路の浸水時の動線の確保 ・避難経路や水防活動の進入路となる道路、堤防管理用通路の浸水時の動線の調査	平成29年度				○
		・堤防管理用道路の待避場所、進入坂路等の整備	令和2年度				○
■迅速かつ適確な情報提供に関する取組							
		⑰地域住民と水防団員に対する水位情報入手方法の啓発活動	平成29年度～定期的に実施	○			○
		⑱川の防災情報や地デジのデータ放送等の有効性の周知	平成28年度～定期的に実施	○	○	○	○
		⑲地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	平成29年度～定期的に実施	○	○	○	○
		④共助の仕組みの強化(防災と福祉の連携)	令和元年度～定期的に実施	○	○		○
		④防災施設の機能に関する情報提供の充実	定期的に実施				○
		④ダム放流情報を活用した避難体系の確立	令和元年度～				○
■市町村長に対し助言を行う者の育成・派遣							
		⑳市町村長に対し助言を行う者の育成・派遣	平成29年度～定期的に実施	○	○	○	○
		㉑河川防災担当職員を対象とした研修の実施	平成28年度～定期的に実施	○	○	○	○

項目	事項	内容	目標時期	実施する期間			
				鳥取市	鳥取県	気象庁 鳥取地方 气象台	国土交通省 中国地方 整備局
2. 生命と財産を守る水防活動と日常生活を取り戻すための排水活動の強化の取組							
(1) 生命と財産を守る水防活動の強化に関する事項							
■水防活動に資する基盤等の整備							
	⑭避難行動、水防活動に資する情報基盤の整備【再掲】						
	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	平成29年度					○
	・洪水に対して危険性の高い堤防箇所を監視するCCTV、危機管理型水位計等を整備	令和2年度					○
	・河川のリアルタイム映像の提供環境の整備	令和2年度					○
	⑯避難経路や水防活動の進入路となる道路、堤防管理用通路の浸水時の動線の確保【再掲】						
	・避難経路や水防活動の進入路となる道路、堤防管理用通路の浸水時の動線の調査	平成29年度					○
	・堤防管理用道路の待避場所、進入坂路等の整備	令和2年度					○
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組							
	⑳水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施						
	・水防団等への連絡体制の再確認	平成29～ 令和2年度	○	○			○
	・伝達訓練の実施	継続実施	○	○	○		○
	㉑地域住民と水防団が参加した重要水防箇所等の合同点検	継続実施	○	○	○		○
	㉒地域住民と水防団員に対する水位情報入手方法の啓発活動【再掲】	平成29年度～ 定期的に実施	○				○
	㉓各水防団、分団の受け持ち区間、巡視方法の記載・周知	平成29～ 令和2年度	○				○
	㉔備蓄水防資器材の情報共有、非常時の相互支援方法の確認	平成29年度～ 定期的に実施	○	○			○
	㉕地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施【再掲】	平成29年度～ 定期的に実施	○	○	○		○
	㉖タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施【再掲】	令和2年度～ 定期的に実施	○	○	○		○
	㉗道路管理者等による道路啓開（放置車両の撤去）に関する事項の周知	平成29年度～ 定期的に実施					○
■自衛水防の推進に関する取組							
	㉘要配慮者利用施設・関係各課と連携した、情報伝達訓練や避難訓練の計画の検討	平成29～ 令和2年度	○	○	○		○
	㉙民間企業への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	平成29年度～ 定期的に実施	○				○
(2) 日常生活を取り戻すための排水活動の強化に関する事項							
■大規模水害を想定した排水計画の作成							
	㉚大規模水害を想定した排水計画の作成	平成29～ 令和2年度	○	○			○
	㉛排水を効率的に進める施設の整備	平成29～ 令和2年度					○
	㉜排水施設等の耐水化の検討	平成29～ 令和2年度	○				○
	㉝フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。	令和元年度～ 順次実施					○
	㉞津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。	平成30～ 順次実施					○
■排水活動の強化							
	㉟排水ポンプ車出動要請の体制整備	平成29年度	○	○			○
	㊱排水ポンプ車による排水訓練の実施	継続実施		○			○
	㊲排水施設の操作・運用規則の作成	平成29～ 令和2年度	○	○			○
	㊳排水施設の操作説明会の実施	継続実施	○(H29～)	○(H29～)			○
■減災・防災に関する国の支援							
	㊴災害発生時に被災状況やTEC-FORCE等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る。	順次実施					○
3. 地域住民の防災意識向上と防災関係者の災害対応能力向上を目的とした防災研修の拡充の取組							
■小中学生等を対象とした防災教育							
	㊵小中学校等と連携した水害（防災）教育の拡充	継続実施	○	○	○		○(H28)
	㊶防災学習の指導内容に合わせた教材等の作成	継続実施	○	○	○		○(H29)
	㊷学校教育関係者向け研修や講座等学習の場への参加	継続実施	○	○	○		○(H30)
■地域住民に対する防災知識の普及							
	㊸地域住民等を対象とした出前講座の実施	継続実施	○	○	○		○
	㊹地域の特性に合わせた教材等の作成	平成29～ 令和2年度	○	○	○		○
	㊺川の防災情報や地デジのデータ放送等の有効性の周知【再掲】	平成28年度～ 定期的に実施	○	○	○		○
	㊻公共施設や電柱等への浸水深表示板の設置を検討（まるごとまちごとハザードマップ）【再掲】	平成29年度～ 定期的に実施	○				○
	㊼地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施【再掲】	平成29年度～ 定期的に実施	○	○	○		○
■防災関係者を対象とした防災研修							
	㊽河川防災担当職員を対象とした研修の実施【再掲】	平成28年度～ 定期的に実施	○	○	○		○
	㊾市町村長に対し助言を行う者の育成・派遣【再掲】	平成29年度～ 定期的に実施	○	○	○		○

項目	事項	内容	課題の対応	鳥取市		鳥取県		気象庁鳥取地方气象台		国土交通省中国地方整備局	
				実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ適確な避難行動のための取組											
(1) 平時からのリスク情報の周知に関する事項											
■想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等											
		①想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	全項目							・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成28年度
		②想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づくハザードマップ（総合防災マップ）の作成・周知	全項目	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づくハザードマップ（総合防災マップ）の作成・周知	平成28～平成29年度	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づくハザードマップ）の作成を支援	平成28～平成29年度			・想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づくハザードマップ）の作成を支援	平成28～平成29年度
		③想定最大規模降雨による浸水想定区域図における避難場所の検討	J, K, L	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図における避難場所の検討	平成29～令和2年度	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図における避難場所の検討を支援	平成29～令和2年度			・想定最大規模降雨による浸水想定区域図における避難場所の検討を支援	平成29～令和2年度
		④想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づく避難対応の検討	A, B, C E, F, K	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づく避難対応の検討	令和2年度	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づく避難対応の検討の支援	令和2年度	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づく避難対応の検討の支援	令和2年度	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づく避難対応の検討	令和2年度
		⑤広域避難計画、垂直避難等を反映した避難誘導体制の検討	M, N, O P, Q, R	・広域避難計画、垂直避難等を反映した避難誘導体制の検討	令和2年度	・広域避難計画、垂直避難等を反映した避難誘導体制の検討を支援	令和2年度			・広域避難計画、垂直避難等を反映した避難誘導体制の検討を支援	令和2年度
		④④ダム下流部の浸水想定区域図を策定・公表	全項目							・ダム下流部の浸水想定区域図を策定・公表	令和2年度
■多様な防災行動を踏まえたタイムラインの見直し											
		⑥避難勧告の発令に着目したタイムラインの見直し	A, C, E	・避難勧告の発令に着目したタイムラインの見直し	平成28～令和2年度	・避難勧告の発令に着目したタイムラインの見直しの支援	平成28～令和2年度	・避難勧告の発令に着目したタイムラインの見直し	平成28～令和2年度	・避難勧告の発令に着目したタイムラインの見直し	平成28～令和2年度
		⑦住民、福祉施設入所者等の避難行動要支援者、道路・交通管理者、民間企業等と連携したタイムラインの見直し	G, H	・住民、福祉施設入所者等の避難行動要支援者、道路・交通管理者、民間企業等と連携したタイムラインの見直し	平成29～令和2年度	・住民、福祉施設入所者等の避難行動要支援者、道路・交通管理者、民間企業等と連携したタイムラインの見直しの支援	平成29～令和2年度	・住民、福祉施設入所者等の避難行動要支援者、道路・交通管理者、民間企業等と連携したタイムラインの見直し	平成29～令和2年度	・住民、福祉施設入所者等の避難行動要支援者、道路・交通管理者、民間企業等と連携したタイムラインの見直し	平成29～令和2年度
		⑧タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施	A, C, E G, H	・タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施	令和2年度～定期的に実施	・タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施	令和2年度～定期的に実施	・タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施	令和2年度～定期的に実施	・タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施	令和2年度～定期的に実施
■事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報提供の検討											
		⑨事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報提供の検討	F, AA	・事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報提供の検討を支援	平成28～平成29年度	・事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報提供の検討を支援	平成28～平成29年度	・事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報提供の検討を支援	平成28～平成29年度	・事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報提供の検討	平成28～平成29年度
		⑩公共施設や電柱等への浸水深表示板の設置を検討（まるごとまちごとハザードマップ）	F, G	・公共施設や電柱等への浸水深表示板の設置を検討	平成29年度～継続実施					・公共施設や電柱等への浸水深表示板の設置を検討	平成29年度～継続実施
(2) 発災時の迅速かつ確実な避難に関する事項											
■洪水を安全に流すためのハード対策の推進											
		⑪千代川本川において、堤防の浸透対策、パイピング対策を実施	Z							・千代川本川において、堤防の浸透対策、パイピング対策を実施	令和2年度
		⑫千代川本川上流域について、重点的に流下能力対策を推進	Z							・千代川本川上流域について、重点的に流下能力対策を推進	令和2年度
■危機管理型ハード対策の推進											
		⑬千代川本川及び袋川において、堤防天端の保護を目的とした舗装を実施	Z							・千代川本川及び袋川において、堤防天端の保護を目的とした舗装を実施	平成29年度
■避難行動に資する基盤等の整備											
		⑭避難行動、水防活動に資する情報基盤の整備	F, G, H							・プッシュ型の洪水予報等の情報発信 ・洪水に対して危険性の高い堤防箇所を監視するCCTV、 危機管理型水位計 等を整備 ・河川のリアルタイム映像の提供環境の整備	平成29年度 令和2年度 令和2年度
		⑮災害時に活動拠点となる施設の電源設備の耐水性の確保	W	・新本庁舎の耐水性の確保 ・環境下水道部庁舎、総合支所、病院等の浸水対策の点検、検討	令和元年度 令和2年度	・災害時に活動拠点となる施設の電源設備の耐水性の確保を検討	順次実施			・災害時に活動拠点となる施設の電源設備の耐水性の確保を検討	順次実施

項目	事項	内容	課題の対応	鳥取市		鳥取県		気象庁鳥取地方气象台		国土交通省中国地方整備局	
				実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期
		⑯避難経路や水防活動の進入路となる道路、堤防管理用通路の浸水時の動線の確保	N, O							・避難経路や水防活動の進入路となる道路、堤防管理用通路の浸水時の動線の調査	平成29年度
										・堤防管理用通路の待避場所、進入坂路等の整備	令和2年度
■迅速かつ適確な情報提供に関する取組											
		⑰地域住民と水防団員に対する水位情報入手方法の啓発活動	F, G	・水防団員に対する水位情報入手方法の啓発活動	平成29年度～定期的に実施					・水防団員に対する水位情報入手方法の啓発活動	平成29年度～定期的に実施
		⑱川の防災情報や地デジのデータ放送等の有効性の周知	F, G	・広報用チラシの作成に必要な情報の提供と周知	平成28年度～定期的に実施	・広報用チラシの作成に必要な情報の提供と周知	平成28年度～定期的に実施	・広報用チラシの作成に必要な情報の提供と周知	平成28年度～定期的に実施	・広報用チラシの原稿データ作成と周知	平成28年度～定期的に実施
		⑲地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	F, G, Q	・地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	平成29年度～定期的に実施	・地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	平成29年度～定期的に実施	・地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	平成29年度～定期的に実施	・地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	平成29年度～定期的に実施
		⑳共助の仕組みの強化（防災と福祉の連携）	F, G, H, Q	・共助の仕組みの強化（防災と福祉の連携）	令和元年度～定期的に実施	・共助の仕組みの強化（防災と福祉の連携）	令和元年度～定期的に実施			・共助の仕組みの強化（防災と福祉の連携）	令和元年度～定期的に実施
		㉑防災施設の機能に関する情報提供の充実	F, G, H, I							・防災施設の機能に関する情報提供の充実	定期的に実施
		㉒ダム放流情報を活用した避難体系の確立	C							・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	令和元年度～
■市町村長に対し助言を行う者の育成・派遣											
		㉓市町村長に対し助言を行う者の育成・派遣	D	・研修への参加	平成29年度～定期的に実施	・研修の開催及び参加、必要に応じて研修講師の派遣	平成29年度～定期的に実施	・必要に応じて研修講師の派遣	平成29年度～定期的に実施	・研修の開催及び参加、必要に応じて研修講師の派遣	平成29年度～定期的に実施
		㉔河川防災担当職員を対象とした研修の実施	I	・研修への参加	平成28年度～定期的に実施	・研修の開催及び参加、必要に応じて研修講師の派遣	平成28年度～定期的に実施	・必要に応じて研修講師の派遣	平成28年度～定期的に実施	・研修の開催及び参加、必要に応じて研修講師の派遣	平成28年度～定期的に実施

2. 生命と財産を守る水防活動と日常生活を取り戻すための排水活動等の強化の取組

(1) 生命と財産を守る水防活動の強化に関する事項

■水防活動に資する基盤等の整備

		⑭避難行動、水防活動に資する情報基盤の整備【再掲】	S, T							・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	平成29年度
										・洪水に対して危険性の高い堤防箇所を監視するCCTV、危機管理型水位計等を整備	令和2年度
										・河川のリアルタイム映像の提供環境の整備	令和2年度
		⑯避難経路や水防活動の進入路となる道路、堤防管理用通路の浸水時の動線の確保【再掲】	V, AB, AC							・避難経路や水防活動の進入路となる道路、堤防管理用通路の浸水時の動線の調査	平成29年度
										・堤防管理用通路の待避場所、進入坂路等の整備	令和2年度

■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

		㉒水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	B, S	・水防団等への連絡体制の再確認	平成29～令和2年度	・作成に必要な情報の提供および策定の支援	平成29～令和2年度			・作成に必要な情報の提供および策定の支援	平成29～令和2年度
				・伝達訓練の実施	継続実施	・伝達訓練の実施	継続実施	・伝達訓練の実施	継続実施	・伝達訓練の実施	継続実施
		㉓地域住民と水防団が参加した重要水防箇所等の合同点検	S	・地域住民と水防団が参加した重要水防箇所等の合同点検	継続実施	・地域住民と水防団が参加した重要水防箇所等の合同点検	継続実施	・地域住民と水防団が参加した重要水防箇所等の合同点検	継続実施	・地域住民と水防団が参加した重要水防箇所等の合同点検	継続実施
		⑰地域住民と水防団員に対する水位情報入手方法の啓発活動【再掲】	S	・水防団員に対する水位情報入手方法の啓発活動	平成29年度～定期的に実施					・水防団員に対する水位情報入手方法の啓発活動	平成29年度～定期的に実施
		㉔各水防団、分団の受け持ち区間、巡視方法の記載・周知	T	・各水防団、分団の受け持ち区間、巡視方法の記載・周知	平成29～令和2年度					・各水防団、分団の受け持ち区間、巡視方法の記載・周知	平成29～令和2年度
		㉕備蓄水防資器材の情報共有、非常時の相互支援方法の確認	U	・備蓄水防資器材の情報共有、非常時の相互支援方法の確認	平成29年度～定期的に実施	・備蓄水防資器材の情報共有、非常時の相互支援方法の確認	平成29年度～定期的に実施			・備蓄水防資器材の情報共有、非常時の相互支援方法の確認	平成29年度～定期的に実施
		⑲地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施【再掲】	Q	・地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	平成29年度～定期的に実施	・地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	平成29年度～定期的に実施	・地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	平成29年度～定期的に実施	・地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	平成29年度～定期的に実施
		⑳タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施【再掲】	Q	・タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施	令和2年度～定期的に実施	・タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施	令和2年度～定期的に実施	・タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施	令和2年度～定期的に実施	・タイムラインの時系列に基づく実践的な訓練の実施	令和2年度～定期的に実施
		㉖道路管理者等による道路啓開（放置車両の撤去）に関する事項の周知	O, V							・水防連絡会等で必要な情報の提供と周知	平成29年度～定期的に実施

項目	事項	内容	課題の対応	鳥取市		鳥取県		気象庁鳥取地方气象台		国土交通省中国地方整備局	
				実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期
■自衛水防の推進に関する取組											
	⑰要配慮者利用施設・関係各課と連携した、情報伝達訓練や避難訓練の計画の検討	G, N	・要配慮者利用施設・関係各課と連携した、情報伝達訓練や避難訓練の計画の検討	平成29～令和2年度	・要配慮者利用施設・関係各課と連携した、情報伝達訓練や避難訓練の計画の検討及び支援	平成29～令和2年度	⑱要配慮者利用施設・関係各課と連携した、情報伝達訓練や避難訓練の計画の検討及び支援	平成29～令和2年度	⑲要配慮者利用施設・関係各課と連携した、情報伝達訓練や避難訓練の計画の検討及び支援	平成29～令和2年度	
	⑳民間企業への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	G, N	・民間企業への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	平成29年度～定期的に実施					・作成に必要な情報の提供および策定の支援	平成29年度～定期的に実施	
(2) 日常生活を取り戻すための排水活動の強化に関する事項											
■大規模水害を想定した排水計画の作成											
	㉑大規模水害を想定した排水計画の作成	X	・大規模水害を想定した排水計画の作成	平成29～令和2年度	・大規模水害を想定した排水計画の作成の支援	平成29～令和2年度			・大規模水害を想定した排水計画の作成	平成29～令和2年度	
	㉒排水を効率的に進める施設の整備	X							・排水を効率的に進める施設の整備	平成29～令和2年度	
	㉓排水施設等の耐水化の検討	W	・排水施設等の耐水化の検討	平成29～令和2年度					・排水施設等の耐水化の検討	平成29～令和2年度	
	㉔フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。	Z							・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。	令和元年度～順次実施	
	㉕津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。	Z							・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。	平成30～順次実施	
■排水活動の強化											
	㉖排水ポンプ車出動要請の体制整備	X	・排水ポンプ車出動要請の体制整備	平成29年度	・作成に必要な情報の提供および策定の支援	平成29年度			・作成に必要な情報の提供および策定の支援	平成29年度	
	㉗排水ポンプ車による排水訓練の実施	X			・排水ポンプ車による排水訓練の実施	継続実施			・排水ポンプ車による排水訓練の実施	継続実施	
	㉘排水施設の操作・運用規則の作成	Y	・排水施設の操作・運用規則の作成	平成29～令和2年度	・作成に必要な情報の提供および策定の支援	平成29～令和2年度			・作成に必要な情報の提供および策定の支援	平成29～令和2年度	
	㉙排水施設の操作説明会の実施	Y	・排水施設の操作説明会の実施	継続実施	・排水施設の操作説明会の実施	継続実施			・排水施設の操作説明会の実施	継続実施	
■減災・防災に関する国の支援											
	㉚災害発生時に被災状況やTEC-FORCE等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る。	S							・災害発生時に被災状況やTEC-FORCE等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る。	順次実施	
3. 地域住民の防災意識向上と防災関係者の災害対応能力向上を目的とした防災研修の拡充の取組											
■小中学生等を対象とした防災教育											
	㉛小中学校等と連携した水害（防災）教育の拡充	AD, AE	・小中学校等と連携した水害（防災）教育の拡充	継続実施	・小中学校等と連携した水害（防災）教育の拡充	継続実施	・小中学校等と連携した水害（防災）教育の拡充	継続実施	・小中学校等と連携した水害（防災）教育への参画と協力	継続実施	
	㉜防災学習の指導内容に合わせた教材等の作成	AD, AE	・防災学習の指導内容に合わせた教材等の作成	継続実施	・防災学習の指導内容に合わせた教材等の作成	継続実施	・防災学習の指導内容に合わせた教材等の作成	継続実施	・防災学習の指導内容に合わせた教材等の作成への参画と協力	継続実施	
	㉝学校教育関係者向け研修や講座等学習の場への参加	AD, AE	・学校教育関係者向け研修や講座等学習の場への参加	継続実施	・学校教育関係者向け研修や講座等学習の場への参加	継続実施	・学校教育関係者向け研修や講座等学習の場への参加	継続実施	・学校教育関係者向け研修や講座等学習の場への参加	継続実施	
■地域住民に対する防災知識の普及											
	㉞地域住民等を対象とした出前講座の実施	F, G	・地域住民等を対象とした出前講座の実施	継続実施	・地域住民等を対象とした出前講座の実施	継続実施	・地域住民等を対象とした出前講座の実施	継続実施	・地域住民等を対象とした出前講座の実施	継続実施	
	㉟地域の特性に合わせた教材等の作成	F, G	・地域の特性に合わせた教材等の作成	平成29～令和2年度	・地域の特性に合わせた教材等の作成	平成29～令和2年度	・地域の特性に合わせた教材等の作成	平成29～令和2年度	・地域の特性に合わせた教材等の作成	平成29～令和2年度	
	㊱川の防災情報や地デジのデータ放送等の有効性の周知【再掲】	F, G	・広報用チラシの作成に必要な情報の提供と周知	平成28年度～定期的に実施	・広報用チラシの作成に必要な情報の提供と周知	平成28年度～定期的に実施	・広報用チラシの作成に必要な情報の提供と周知	平成28年度～定期的に実施	・広報用チラシの原稿データ作成と周知	平成28年度～定期的に実施	
	㊲公共施設や電柱等への浸水深表示板の設置を検討（まるごとまちごとハザードマップ）【再掲】	F, G	・公共施設や電柱等への浸水深表示板の設置を検討	平成29年度～定期的に実施					・公共施設や電柱等への浸水深表示板の設置を検討	平成29年度～定期的に実施	
	㊳地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施【再掲】	F, G, Q	・地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	平成29年度～定期的に実施	・地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	平成29年度～定期的に実施	・地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	平成29年度～定期的に実施	・地域住民と水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	平成29年度～定期的に実施	
■防災関係者を対象とした防災研修											
	㊴河川防災担当職員を対象とした研修の実施【再掲】	AF	・研修への参加	平成28年度～定期的に実施	・研修の開催及び参加、必要に応じて研修講師の派遣	平成28年度～定期的に実施	・必要に応じて研修講師の派遣	平成28年度～定期的に実施	・研修の開催及び参加、必要に応じて研修講師の派遣	平成28年度～定期的に実施	
	㊵市町村長に対し助言を行う者の育成・派遣【再掲】	AG	・研修への参加	平成29年度～定期的に実施	・研修の開催及び参加、必要に応じて研修講師の派遣	平成29年度～定期的に実施	・必要に応じて研修講師の派遣	平成29年度～定期的に実施	・研修の開催及び参加、必要に応じて研修講師の派遣	平成29年度～定期的に実施	